

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 8 分野) (総括表)

(分野名)第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援</p>	<p>内閣府(共生社会政策)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)に沿って、「高齢社会フォーラム」や「社会参加活動事例紹介」など、高齢者の社会参加を促進するための事業を実施している。また、高齢社会白書において、特徴的な取組を行っている自治体、民間団体の事例を掲載し、広報・啓発を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の「高齢社会フォーラム」参加者アンケート結果をみると、社会参加について、約3割が「このフォーラムをきっかけに始めたい」としており、高齢者の社会参加を促進することに有効な取組である。 ・「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」によると、自主的なグループ活動への参加状況について、平成15年度 54.8%、平成20年度 59.2%、平成25年度 61.0%と、着実に増加している。 ・関係省庁と連携することにより、60～64歳の就業率は、前回調査(平成19年就業構造基本調査)と比べ、1.9ポイント上昇し、59.8%(平成24年度就業構造基本調査)となっており、施策は有効に進められていると考えられる。(大綱における目標値:平成32年度就業率 63%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、「団塊の世代」が65歳以上となり、高齢者像も多様化することから、「社会参加活動事例紹介」での事例紹介や、「高齢社会フォーラム」での広報・啓発、情報提供などにより、さらに高齢者の社会参画を促進するための取組を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の整備等について、独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画推進フォーラムにおいて、高齢者を含む地域の多様な人材の活躍をテーマとしたワークショップを開催するとともに、その多様なキャリア形成支援研修を実施した。 ・高齢男女の社会参画の促進について、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、平成24年度から、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。 ・また、文部科学省では、総合型地域スポーツクラブなど、子供から高齢者まで誰もがスポーツに身近に親しむことができる環境の整備を推進している。さらに、拠点となる総合型地域スポーツクラブなどにおいて、地域の多様なスポーツ人材を活用し、地域スポーツとトップスポーツの好循環を推進する取組を実施するとともに、好事例を発信する場として公開セミナーを開催している。 加えて、生涯スポーツ・体力づくり全国会議において、総合型地域スポーツクラブでの取組について、運営に携わっている地域住民より、事例を発表する場を設けている。また、民間団体等と協力し、定年退職を迎え仕事中心の生活から地域における生活に比重が移行していく年齢層が、男女問わず地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるような運動・スポーツプログラムの普及啓発を幅広く行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会における生涯学習政策フォーラム参加者を対象に実施したアンケートでは、毎回フォーラムの評価（満足度）が80%をこえており、計画の目標達成に資するものであったと考えられる。 ・取組の結果、総合型地域スポーツクラブ数は増加傾向にある。 <p>【総合型地域スポーツクラブ設置状況（創設準備中含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラブ数 （平成22年度）3、114クラブ→（平成25年度）3、493クラブ ○設置されている市区町村の割合 （平成22年度）71.4%→（平成25年度）79.0% （出典）文部科学省「平成25年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」 <p>このように、スポーツを通じて高齢者の社会参画・体力づくりを促進する取組を進めており、高齢男女の社会参画の促進に資するものであったと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、男女共同参画推進フォーラムのワークショップのテーマに高齢者の抱える課題を取り上げる。 ・文部科学省では、今後も引き続き、フォーラムを開催するとともに、その成果や高齢者の社会参画状況に関する調査等をまとめた事例集等の作成を予定している。 ・また、今後も引き続き、総合型地域スポーツクラブ等を活用し、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに身近に親しむことができる環境の整備を推進するとともに、スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する事業を行うこととしている。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)が施行され、65歳までの希望者全員の雇用が確保されるよう、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止された。 ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組んでいる。 ・職業キャリアが長い高年齢者等の再就職に資するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書として活用が可能な「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を公共職業安定所において積極的に周知している。 ・定年退職後等の高年齢者に対し、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業を確保・提供するシルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努めている。 ・自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に対する支援を行っている。 ・雇用対策法において、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止されているところ、年齢にかかわらず均等な機会が確保されるよう事業主への周知・指導等に取り組んでいる。 <p>【施策の評価】</p> <p>第3次男女共同参画基本計画における、「高齢者が安心して暮らせる環境の整備」に関する成果目標は「60歳から64歳までの就業率:63.0%(平成32年)」としている。計画策定時の数値は57.0%だったが、平成25年の60歳～64歳層の就業率は58.9%と上昇しており、概ね順調に推移している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組むとともに、シルバー人材センターを通じて高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努め、成果目標達成を目指す。 ・職業キャリアが長い方向けのジョブ・カードも含む、ジョブ・カード制度については、現在、学校卒業段階から生涯を通じて活用することができるよう、更なる活用の促進に向けた見直しの検討を行っているところである。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ 高齢男女の生活自立支援	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】 社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰により優れた取組の普及・啓発を図るとともに、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図った。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集を作成し、HPに掲載することにより、この分野に関する優れた受賞事例を広く周知した。</p> <p>【施策の評価】 上記の取組により、優れた取組の普及・啓発を図るとともに、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組を一層推進することができた。</p>	<p>国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、国民全体がバリアフリーを認知していることを目標としている。</p> <p>しかし、バリアフリーの認知度は、90%以上を維持しているものの、国民誰もが認知するためには、今後も普及・啓発に努めることが必要であり、引き続き「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づいて、推進していく。</p>
	警察庁	<p>【施策の取組状況】 ・社会資本整備重点計画に即して、歩行者・自転車利用者の安全通行の確保、交通の円滑化を図る観点から、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識等の交通安全施設等の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進している。</p> <p>【施策の評価】 ・「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づく基本構想において設定される重点整備地区の主要な生活関連経路において、視覚障害者用付加装置等の音響機能や経過時間表示等を付加したバリアフリー対応型信号機、灯火式道路標識、エスコートゾーン等の整備を推進し、計画の要請を満たした。</p>	<p>・社会資本整備重点計画において、バリアフリー法に基づき重点整備地区の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率を平成28年度までに100%とすることを目標としていることから、目標達成を目指し、継続的に施策の推進を図る。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	消費者庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成19年度以降、年1回程度開催し、消費者被害の状況、見守り活動等について情報共有及びネットワーク構成団体間の連携促進を図っている。なお構成団体には女性関係団体が3団体(特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会)含まれており、女性団体として消費者被害防止の啓発活動を行っている。 ・平成25年度、消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材(DVD)を作成し、高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会を含む担い手関係者に配布した。本視聴覚教材は消費者被害に遭った一人暮らしの女性を主人公としたエピソードを通して、見守りのポイント(「気づき」「声かけ」「消費生活センターへのつなげ方)」について、わかりやすく解説している。 ・第186回国会において、消費者安全法(以下、「安全法」)の一部改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が成立した。改正安全法では、国及び地方公共団体の機関が高齢者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り活動のため、病院、教育機関、地方公共団体の長が委嘱する消費生活協力団体又は消費生活協力員等を構成員として、「消費者安全確保地域協議会」を設置できることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口に占める女性の割合が多いこと、高齢女性は地域との関わりが多い傾向から、高齢女性が気軽に相談したり、消費者啓発を受け、さらに女性自身が周囲に啓発していくことができる地域の体制整備を推進する。成年後見制度の普及、活用については、地域の見守りの担い手や女性関係団体と社会福祉協議会、法曹関係者との連携を図る。 ・「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」に対してモデル事例を紹介する等、適時適切な情報提供の他、現在審議中である消費者教育推進会議傘下の情報利用促進小委員会においては、高齢者・障害者の見守りにおける効果的な情報提供の方策を検討しているところであり、平成26年度中に一定の結論を得る予定。 ・改正安全法については、公布後2年以内に施行することとされており、現在、必要なガイドライン等の作成に向けて検討を進めているところ。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>③成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発と利用しやすい体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成19年度以降、年1回程度開催し、消費者被害の状況、見守り活動等について情報共有及びネットワーク構成団体間の連携促進を図っている。なお構成団体には女性関係団体が3団体(特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会)含まれており、女性団体として消費者被害防止の啓発活動を行っている。 ・平成25年度、消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材(DVD)を作成し、高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会を含む担い手関係者に配布した。本視聴覚教材は消費者被害に遭った一人暮らしの女性を主人公としたエピソードを通して、見守りのポイント(「気づき」「声かけ」「消費生活センターへのつなげ方)」について、わかりやすく解説している。 ・第186回国会において、消費者安全法(以下、「安全法」)の一部改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が成立した。改正安全法では、国及び地方公共団体の機関が高齢者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り活動のため、病院、教育機関、地方公共団体の長が委嘱する消費生活協力団体又は消費生活協力員等を構成員として、「消費者安全確保地域協議会」を設置できることとした。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第10回高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」(平成26年6月)において、女性関連団体から、会員の組織力を活用した「くらしの見守り隊 くらしの見守り活動」について報告があった。 ・視聴覚教材は、関係者からの反響が大きく増版予定。また、関係団体主催による全国展開の見守りの担い手育成通信教育及び見守り担い手育成キャンペーン事業講座の教材として採用された。高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会構成団体である女性団体においても各地で活用されている。 <p>③成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発と利用しやすい体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第10回高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」(平成26年6月)において、女性関連団体から、会員の組織力を活用した「くらしの見守り隊 くらしの見守り活動」について報告があった。 ・視聴覚教材は、関係者からの反響が大きく増版予定。また、関係団体主催による全国展開の見守りの担い手育成通信教育及び見守り担い手育成キャンペーン事業講座の教材として採用された。高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会構成団体である女性団体においても各地で活用されている。 	<p>③成年後見制度や消費者被害防止の普及啓発と利用しやすい体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口に占める女性の割合が多いこと、高齢女性は地域との関わりが多い傾向から、高齢女性が気軽に相談したり、消費者啓発を受け、さらに女性自身が周囲に啓発していくことができる地域の体制整備を推進する。成年後見制度の普及、活用については、地域の見守りの担い手や女性関係団体と社会福祉協議会、法曹関係者との連携を図る。 ・「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」に対してモデル事例を紹介する等、適時適切な情報提供の他、現在審議中である消費者教育推進会議傘下の情報利用促進小委員会においては、高齢者・障害者の見守りにおける効果的な情報提供の方策を検討しているところであり、平成26年度中に一定の結論を得る予定。 ・改正安全法については、公布後2年以内に施行することとされており、現在、必要なガイドライン等の作成に向けて検討を進めているところ。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>○ 通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業として、高齢者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の2分の1を上限として助成を実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○平成22年度から平成25年度までの4年間において、のべ7件(68,822千円)の助成を実施。毎年度確実に助成実績があり、高齢者のバリアフリー化に貢献。 (平成22年度:3件(34,453千円) 平成23年度:1件(15,040千円) 平成24年度:2件(13,403千円) 平成25年度:1件(5,926千円))</p>	<p>○今後、当該助成事業への応募数を増加するため、また、助成により開発されたサービス・技術の普及を支援するための周知・広報に取り組み、引き続き、高齢者のICT利活用のバリアフリー化を推進する。</p>
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・成年後見制度の概要及び手続方法等について、制度の概要を分かりやすく説明したパンフレットを作成してこれを各地の法務局や社会福祉協議会等の関係機関に配布するとともに、法務省のホームページに掲載するなどして、同制度の普及啓発を図った。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・成年後見制度(成年後見、保佐、補助)の総申立件数は、平成22年には30,079件であったのに対し、平成25年には約15%増の34,548件に達している。また、平成25年に成年後見等の開始の申立てが認容された事件の男女別割合は、男性が約39.9%、女性が約60.1%となっており、女性による制度利用が目立っている。このような実績を踏まえると、上記1の施策は成年後見制度の普及啓発について一定の成果を上げているものと思料する。</p>	<p>今後、高齢者の数が更に増加することが見込まれるため、引き続き成年後見制度の普及啓発活動を行い、同制度の利用促進を図る必要がある。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業(日常生活自立支援事業)について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し一層の推進を図っている。 ・高齢者虐待防止法の趣旨や内容について、講演会や広報誌等により、住民への啓発活動を行うとともに、地域包括支援センターや介護サービス事業者に対し、高齢者虐待に関する研修を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の実施状況についてみると、平成25年10月末時点の累計問合せ件数は875,928件、同年同月の契約件数は42,694件と、その利用は着実に伸びている状況にあり、認知症高齢者等判断能力が不十分な者の権利擁護等を図るための事業として着実に定着してきている。 ・平成24年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,407市町村(80.8%)で実施となっている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が852市町村(48.9%)と半数以下に止まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢化の一層の進行を踏まえれば、本事業に対する国民のニーズは大幅な拡大が見込まれることから、こうしたニーズに的確に対応していくため、関係機関との連携を図りつつ、引き続き本事業の着実な推進を図っていく。 ・高齢者虐待は全ての市町村において発生する可能性があり、虐待事案の多寡に関わらず、高齢者虐待防止対応のための体制整備等を図ることが重要である。
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者住宅の整備等に対する支援を実施。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して暮らすことができる住宅の整備により、高齢者の居住の安定確保が一定程度図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者住宅の整備等に対する支援を実施し、高齢者の居住の安定確保に資する取組みに対して引き続き支援をしていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具実用化開発推進事業 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(以下、「福祉用具法」)に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において福祉用具の実用化研究を行う民間企業等の公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助を実施している。 <p>※ICT利活用の事例 「視覚障がい者の安全・安心な外出を支援する端末の開発」【平成25～26年度(開発中)】 道路に埋設されたRFIDタグの情報を読み取って自立歩行を支援する端末と歩行時間延長 信号機用小型送信機とを統合し、音声ガイド機能を追加した視覚障がい者向けのナビゲーション端末を開発。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉機器情報収集・分析・提供事業 「福祉用具法」に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進するため、福祉機器に対するニーズや産業技術情報等に係る情報を収集・分析し、福祉機器の製造事業者等に対し提供を行うとともに、展示会に福祉用具実用化開発推進事業の成果物を出展するなど、成果の普及促進を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>福祉用具実用化開発推進事業による助成事業のテーマ終了後3年経過した時点で毎年度50%以上の製品化がなされていることとされており、平成26年7月末時点での製品化達成率は53.0%であり、目標を達成している。</p>	<p>福祉用具の製品開発を担う民間企業とユーザー評価を担う機関・個人とが連携した福祉用具の開発・実用化への支援を行うことで、新たな社会課題・ニーズに対応するとともに、解決が期待される社会課題の整理、共生社会の構築に向けて福祉用具がもたらす効果の普及・情報発信を行うことで、高齢者や障害者、介護者の福祉の増進に寄与する。具体的には、アクセシビリティに配慮したインフラを支える機械器具や、障害や多言語に対応したコミュニケーション支援機器、障害等にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品等の開発・実用化支援を予定している。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
ウ 良質な医療・介護 基盤の構築等	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>○視聴覚障害者・高齢者に対する放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、字幕番組・解説番組等の制作費に対する助成を通じて、字幕番組・解説番組等の制作を促進している。また、字幕放送・解説放送等の普及目標(平成29年度まで)を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(以下「行政指針」と記す。)を策定(平成24年改定)するとともに毎年その実績を公表し、各放送局の自主的な取組を促進している。</p> <p>○通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業として、高齢者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の2分の1を上限として助成を実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○「行政指針」の目標達成に向けて、字幕放送等の割合は着実に増加している。「行政指針」の対象となる放送番組に占める字幕放送時間の割合は、在京キー5局において93%(平成24年度時点)。</p> <p>○平成22年度から平成25年度までの4年間において、のべ7件(68,822千円)の助成を実施。毎年度確実に助成実績があり、高齢者のバリアフリー化に貢献。 (平成22年度:3件(34,453千円) 平成23年度:1件(15,040千円) 平成24年度:2件(13,403千円) 平成25年度:1件(5,926千円)</p>	<p>○視聴覚障害者・高齢者に対する放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するために、視聴覚障害者向け放送の充実を図ることが必要であり、引き続き、上記施策に取り組み、各放送局の自主的な取組を促進していく。</p> <p>○今後、当該助成事業への応募数を増加するため、また、助成により開発されたサービス・技術の普及を支援するための周知・広報に取り組み、引き続き、高齢者のICT利活用のバリアフリー化を推進する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度から「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」(以下「健康日本21」という。)を推進しており、健康増進法も踏まえ、平成20年度からは「健やか生活習慣国民運動」を、平成22年度からは「スマート・ライフ・プロジェクト」を展開し、さらに平成25年度からは「健康日本21(第二次)」を開始して生活習慣病対策の一層の推進を図っている。 ・介護保険制度について、平成24年4月に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されている。これにより、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有する「複合型サービス」等の地域密着型サービスの充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住まいの整備等を進めている。 ・認知症施策については、「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」に基づく施策を推進し、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備している。これらの施策を一体的に実施することで、地域包括ケアシステムの構築を推進しているところである。 ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金(各都道府県に設置)の実施期限を平成26年度まで延長して、介護施設や地域介護拠点の整備の支援を行っている。 ・地域の実情に応じた取組整備を行うことができるよう、地方公共団体が策定する整備計画に対する助成制度である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、総合的な支援を行っている。 ・医療提供体制の整備に当たっては、地域に必要な医療を受けられる社会を実現するため、都道府県に設置された「地域医療再生基金」を活用し、医師の確保や地域・診療科における偏在の解消、在宅医療の推進等に取り組んでいる。また、救急医療等に対する不安の解消を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を行っている。 ・都道府県が策定した平成25年度からの新たな医療計画の実効性を高めるため、平成26年7月と9月に都道府県を対象とした医療計画PDCA研修を開催し、医療計画の評価・見直しに必要な支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本21(第二次)」の推進するため、健康日本21(第二次)推進専門委員会を設置し、進捗状況を把握し、着実に目標を達しすることができるよう対策を検討しつつ、推進する。 ・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)に基づき、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行することとしている。この見直しによって、様々なニーズを有する高齢者に対応した、よりきめ細やかなサービスの提供が期待されるとともに、高齢者が主体的に参画し、支援が必要な高齢者を支える互助の仕組みの構築により、その担い手となる高齢者が社会的役割を持つことが介護予防につながることも期待される。 ・平成27年度から、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)に基づき、各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金により、地方公共団体における地域密着型サービス等の介護基盤の整備を着実に推進することとしている。 ・引き続き、地方公共団体が地域の実情に応じた先進的な取組を実施できるよう、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、地方公共団体が策定する整備計画に基づく事業を支援していく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及等の施策を推進している。また、利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。</p> <p>・介護福祉士を養成・確保するため、資質向上のための研修環境の整備など人材確保施策を推進している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・健康寿命について、平成13年と平成22年を比べると、男性は69.40年から70.42年へと1.02年、女性は72.65年から73.62年と0.97年延びている。</p> <p>・介護福祉士の実務者研修については、通信教育の活用や過去に受講した科目の読替など、働きながらでも研修を受講しやすい環境整備を行っており、受講者数も着実に伸び、制度として定着してきている。</p>	<p>・平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、都道府県に医療提供体制整備のための地域医療介護総合確保基金を創設することとしている。都道府県は医療従事者の確保や在宅医療の推進等にこの基金を活用していただくこととしており、国としては今後も必要な支援を行う。</p> <p>・また、救急医療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を引き続き行う。</p> <p>・さらに平成26年7月と9月に、都道府県を対象とした医療計画PDCA研修を開催し、医療計画の評価・見直しに必要な支援を行ったところであり、今後も支援を行う。</p> <p>・「介護サービス情報の公表」の公表について、利用者の閲覧性の向上を図る観点から、事業所の比較機能や検索機能の充実、公表画面の見やすさ等の改善に向けたシステム改修を実施した。今後も内容の充実等に努めていく。</p> <p>・介護福祉士の実務者研修については、受講の義務付けを平成28年度から施行。ただし、現在の負担軽減措置に加え、受講しやすい環境整備を進めるとともに、その他の方策について引き続き検討する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具実用化開発推進事業 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(以下、「福祉用具法」)に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において福祉用具の実用化研究を行う民間企業等の公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助を実施している。 ・福祉機器情報収集・分析・提供事業 「福祉用具法」に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進するため、福祉機器に対するニーズや産業技術情報等に係る情報を収集・分析し、福祉機器の製造事業者等に対し提供を行うとともに、展示会に福祉用具実用化開発推進事業の成果物を出展するなど、成果の普及促進を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>福祉用具実用化開発推進事業による助成事業のテーマ終了後3年経過した時点で毎年度50%以上の製品化がなされていることとされており、平成26年7月末時点での製品化達成率は53.0%であり、目標を達成している。</p>	<p>福祉用具の製品開発を担う民間企業とユーザー評価を担う機関・個人とが連携した福祉用具の開発・実用化への支援を行うことで、新たな社会課題・ニーズに対応するとともに、解決が期待される社会課題の整理、共生社会の構築に向けて福祉用具がもたらす効果の普及・情報発信を行うことで、高齢者や障害者、介護者の福祉の増進に寄与する。具体的には、アクセシビリティに配慮したインフラを支える機械器具や、障害や多言語に対応したコミュニケーション支援機器、障害等にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品等の開発・実用化支援を予定している。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>エ 世代間で公平かつ多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築等</p>	<p>財務省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しについては、税制抜本改革法や持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において検討を行うこととされているところである。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障・税一体改革の一環として、短時間労働者への厚生年金適用拡大等の措置が講じられている。 ・ また、税制抜本改革法第7条1項2号ハにおいても検討課題として位置付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金課税の在り方については、税制抜本改革法において「年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。」こととされ、また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において検討を行うこととされているところであり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、検討を行う。 <p>(参考)</p> <p>○ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)(抄)</p> <p>(公的年金制度)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>2 障害者が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>ア 総合的な障害者施策の推進</p>	<p>内閣府(共生社会政策)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年9月に策定した「障害者基本計画(第3次)」において「特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること」に留意した支援の必要性や、「心のバリアフリー」の推進について記載した。 ・平成23年8月「障害者基本法(昭和45年法律第84号)の一部を改正する法律」施行、平成24年6月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)制定、平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)制定等、国内法等を整備し、平成26年1月、「障害者の権利に関する条約」を批准した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年8月施行の「障害者基本法(昭和45年法律第84号)の一部を改正する法律」において、これまで「年齢、障害の状態」についてのみ記載があったところ、10条(基本方針)、14条(医療、介護等)、26条(防災及び防犯)において「性別」及び「生活の実態」の文言を入れた。また、第11条で策定を義務づけている「障害者計画」(平成25年9月に策定した「障害者基本計画(第3次)」)において、「特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること」に配慮した支援の必要性について記載するなど、障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、女性であることで更に複合的な困難な状況に置かれていることについても留意した記述とした。 ・障害者権利条約の締結に必要な国内法等を整備し、平成26年1月に条約を批准したため、この施策については達成できたと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的に障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、各府省相互間の緊密な連携・協力を図り、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が平成24年6月に成立した。障害者総合支援法では、法の目的規定を改正し、基本理念を創設するとともに、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えること等を内容としている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲である130疾患を政令で規定し、平成25年4月1日より障害福祉サービス等の対象とした。それにより、これまで障害者手帳を取得できなかった一定の障害のある難病患者について、必要な支援を受けることが可能になったほか、これまで補助金事業として一部の市町村のみで実施されていた事業について全市町村で実施が可能になるなど、障害福祉サービスの対象や内容が拡大した。</p>	<p>平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立したことにより、指定難病の対象疾患が見直されることに伴い、障害者総合支援法においても対象となる難病等の範囲について拡大する予定である。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題																																																														
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」により、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」（省令）への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化の推進を図っている。 ・各地域において、小中学生をはじめ各世代に幅広く、障害者・高齢者の疑似体験等を通じ障害者・高齢者に対する理解を深めるための「バリアフリー教室」を開催し、「心のバリアフリー」の醸成に取り組んでいる。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定めた平成32年度末までの整備目標に対し、平成24年度も着実な進捗がみられている。 <table border="1" data-bbox="586 730 1650 1206"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現状※1 (H24年度末)</th> <th>H32年度末までの目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄軌道</td> <td>鉄軌道駅</td> <td>82%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>56%</td> <td>約70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バス</td> <td>バスターミナル</td> <td>83%</td> <td>100%□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗合バス車両</td> <td>ノンステップバス</td> <td>41%</td> <td>約70%□</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス等</td> <td>4%</td> <td>約25%□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶</td> <td>旅客船ターミナル</td> <td>88%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>25%</td> <td>約50%□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空</td> <td>航空旅客ターミナル</td> <td>85%</td> <td>100%□</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>89%</td> <td>約90%</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>福祉タクシー車両</td> <td>13,856台</td> <td>約28,000台</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路</td> <td>81%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都市公園</td> <td>移動等円滑化園路</td> <td>48%</td> <td>約60%</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>44%</td> <td>約60%</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>33%</td> <td>約45%</td> </tr> <tr> <td>路外駐車場</td> <td>特定路外駐車場</td> <td>51%</td> <td>約70%</td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td>床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック</td> <td>51%</td> <td>約60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度においては、「バリアフリー教室」を236回（12,702人参加）開催した。 			現状※1 (H24年度末)	H32年度末までの目標	鉄軌道	鉄軌道駅	82%	100%	鉄軌道車両	56%	約70%	バス	バスターミナル	83%	100%□	乗合バス車両	ノンステップバス	41%	約70%□	リフト付きバス等	4%	約25%□	船舶	旅客船ターミナル	88%	100%	旅客船	25%	約50%□	航空	航空旅客ターミナル	85%	100%□	航空機	89%	約90%	タクシー	福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台	道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	81%	100%	都市公園	移動等円滑化園路	48%	約60%	駐車場	44%	約60%	便所	33%	約45%	路外駐車場	特定路外駐車場	51%	約70%	建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	51%	約60%	<ul style="list-style-type: none"> ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づく平成32年度末までの整備目標の達成に向け、自治体、関係事業者等との連携を強化し、また公共交通機関、公共施設、社会資本等のバリアフリー化事業に対する各種支援制度などを活用し、引き続き取組みの促進を図っていく。 ・今後も「心のバリアフリー社会」の実現に向けて、より多くの世代が「心のバリアフリー」の理解を深めるため継続して「バリアフリー教室」の開催に取り組んでいく。
		現状※1 (H24年度末)	H32年度末までの目標																																																														
鉄軌道	鉄軌道駅	82%	100%																																																														
	鉄軌道車両	56%	約70%																																																														
バス	バスターミナル	83%	100%□																																																														
	乗合バス車両	ノンステップバス	41%	約70%□																																																													
		リフト付きバス等	4%	約25%□																																																													
船舶	旅客船ターミナル	88%	100%																																																														
	旅客船	25%	約50%□																																																														
航空	航空旅客ターミナル	85%	100%□																																																														
	航空機	89%	約90%																																																														
タクシー	福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台																																																														
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	81%	100%																																																														
都市公園	移動等円滑化園路	48%	約60%																																																														
	駐車場	44%	約60%																																																														
	便所	33%	約45%																																																														
路外駐車場	特定路外駐車場	51%	約70%																																																														
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	51%	約60%																																																														

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>イ 障害者の自立を容易にするための環境整備</p>	<p>内閣府(共生社会政策)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰により優れた取組の普及・啓発を図るとともに、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図った。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集を作成し、HPに掲載することにより、この分野に関する優れた受賞事例を広く周知した。 ・障害者基本法において障害者の自立及び社会参加への支援について、性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた施策を実施することとなっていること、また、障害者差別解消法では地域フォーラムにおいて啓発を図るとともに、障害者差別解消支援地域協議会の在り方について検討し、組織の立ち上げについて指導、助言を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組により、優れた取組の普及・啓発を図るとともに、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組を一層推進することができた。 ・平成23年8月施行の「障害者基本法(昭和45年法律第84号)の一部を改正する法律」において、これまで「年齢、障害の状態」についてのみ記載があったところ、10条(基本方針)、14条(医療、介護等)、26条(防災及び防犯)において「性別」及び「生活の実態」の文言を入れた。また、第11条で策定を義務づけている「障害者計画」(平成25年9月に策定した「障害者基本計画(第3次)」)において、「特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること」に配慮した支援の必要性についても記載し、施策を実施することとした。さらに、第4条を具体化した障害者差別解消法では、地域フォーラムにおいて啓発を図ることとなっていることから、「子育てをする障害のある女性」に限定はしていないが、地域での理解を深めることができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、国民全体がバリアフリーを認知していることを目標としている。 しかし、バリアフリーの認知度は、90%以上を維持しているものの、国民誰もが認知するためには、今後も普及・啓発に努めることが必要であり、引き続き「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づいて、推進していく。 ・今後も地域フォーラムやモデル会議の報告会等を通して、地域での一層の理解、啓発を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・社会資本整備重点計画に即して、歩行者・自転車利用者の安全通行の確保、交通の円滑化を図る観点から、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識等の交通安全施設等の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づく基本構想において設定される重点整備地区の主要な生活関連経路において、視覚障害者用付加装置等の音響機能や経過時間表示等を付加したバリアフリー対応型信号機、灯火式道路標識、エスコートゾーン等の整備を推進し、計画の要請を満たした。</p>	<p>・社会資本整備重点計画において、バリアフリー法に基づき重点整備地区の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率を平成28年度までに100%とすることを目標としていることから、目標達成を目指し、継続的に施策の推進を図る。</p>
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>○視聴覚障害者・高齢者に対する放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、字幕番組・解説番組等の制作費に対する助成を通じて、字幕番組・解説番組等の制作を促進している。また、字幕放送・解説放送等の普及目標(平成29年度まで)を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(以下「行政指針」と記す。)を策定(平成24年改定)するとともに毎年その実績を公表し、各放送局の自主的な取組を促進している。</p> <p>○通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業として、以下の助成を実施している。</p> <p>(1)身体障害者向けの通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の2分の1を上限として、独立行政法人情報通信研究機構を通じて助成を実施。</p> <p>(2)障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>○「行政指針」の目標達成に向けて、字幕放送等の割合は着実に増加している。(「行政指針」の対象となる放送番組に占める字幕放送時間の割合は、在京キー5局において93%(平成24年度時点。)</p> <p>○平成22年度から平成25年度までの4年間において、(1)についてはのべ29件(241,634千円)、(2)についてはのべ21件(175,380千円)の助成をそれぞれ実施。毎年度確実に助成実績があり、障害者のバリアフリー化に貢献。</p> <p>(平成22年度 (1)8件(53,934千円)、(2)7件(58,813千円) 平成23年度 (1)7件(63,600千円)、(2)6件(39,622千円) 平成24年度 (1)7件(62,344千円)、(2)4件(34,028千円) 平成25年度 (1)7件(61,756千円)、(2)4件(42,917千円))</p>	<p>○視聴覚障害者・高齢者に対する放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するために、視聴覚障害者向け放送の充実を図ることが必要であり、引き続き、上記施策に取り組み、各放送局の自主的な取組を促進していく。</p> <p>○今後とも、当該助成事業への応募数を増加するため、また、助成により開発されたサービス・技術の普及を支援するための周知・広報に取り組み、引き続き、障害者のICT利活用のバリアフリー化を推進する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、発達障害を含めた障害のある児童生徒等に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、早期からの教育相談・支援体制の構築、高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実、発達障害に関する教職員の専門性向上に取り組むほか、障害特性に応じた教材等の在り方等についての実践的研究等を行っている。</p> <p>・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育情報センターにおいて、発達障害に関する正しい理解や支援等に関する様々な教育情報等を、インターネットを通じて提供し、厚生労働省とも連携をしながら、必要なコンテンツ等の充実を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・各事業を実施のほか、平成25年10月には新たに通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」を発出し、発達障害を含めた障害のある児童生徒等への一貫した支援の推進を図っており、これらの取組は計画の目標達成に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・引き続き早期からの一貫した支援を推進し、障害のある児童生徒等への教育の充実を図る。</p>
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>障害者の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器の開発のための実用化支援等、障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>平成22～25年度に採択した42テーマのうち、少なくとも10件以上が実用的製品化され、販売も始まっており、障害者の社会参加の促進に寄与する製品が着実に製品化されている。</p>	<p>民間企業等、学術団体等の研究機関及び障害当事者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発の推進に努める。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題																																																														
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」により、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」（省令）への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化の推進を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定めた平成32年度末までの整備目標に対し、平成24年度も着実な進捗がみられている。</p> <table border="1" data-bbox="636 544 1599 954"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現状※1 (H24年度末)</th> <th>H32年度末までの目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄軌道</td> <td>鉄軌道駅</td> <td>82%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>56%</td> <td>約70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バス</td> <td>バスターミナル</td> <td>83%</td> <td>100%□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗合バス車両</td> <td>ノンステップバス</td> <td>41%</td> <td>約70%□</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス等</td> <td>4%</td> <td>約25%□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶</td> <td>旅客船ターミナル</td> <td>88%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>25%</td> <td>約50%□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空</td> <td>航空旅客ターミナル</td> <td>85%</td> <td>100%□</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>89%</td> <td>約90%</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>福祉タクシー車両</td> <td>13,856台</td> <td>約28,000台</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路</td> <td>81%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市公園</td> <td>移動等円滑化園路</td> <td>48%</td> <td>約60%</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>44%</td> <td>約60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">路外駐車場</td> <td>便所</td> <td>33%</td> <td>約45%</td> </tr> <tr> <td>特定路外駐車場</td> <td>51%</td> <td>約70%</td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td>床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック</td> <td>51%</td> <td>約60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。</p>			現状※1 (H24年度末)	H32年度末までの目標	鉄軌道	鉄軌道駅	82%	100%	鉄軌道車両	56%	約70%	バス	バスターミナル	83%	100%□	乗合バス車両	ノンステップバス	41%	約70%□	リフト付きバス等	4%	約25%□	船舶	旅客船ターミナル	88%	100%	旅客船	25%	約50%□	航空	航空旅客ターミナル	85%	100%□	航空機	89%	約90%	タクシー	福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台	道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	81%	100%	都市公園	移動等円滑化園路	48%	約60%	駐車場	44%	約60%	路外駐車場	便所	33%	約45%	特定路外駐車場	51%	約70%	建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	51%	約60%	<p>・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づく平成32年度末までの整備目標の達成に向け、自治体、関係事業者等との連携を強化し、また公共交通機関、公共施設、社会資本等のバリアフリー化事業に対する各種支援制度などを活用し、引き続き取組みの促進を図っていく。</p>
		現状※1 (H24年度末)	H32年度末までの目標																																																														
鉄軌道	鉄軌道駅	82%	100%																																																														
	鉄軌道車両	56%	約70%																																																														
バス	バスターミナル	83%	100%□																																																														
	乗合バス車両	ノンステップバス	41%	約70%□																																																													
		リフト付きバス等	4%	約25%□																																																													
船舶	旅客船ターミナル	88%	100%																																																														
	旅客船	25%	約50%□																																																														
航空	航空旅客ターミナル	85%	100%□																																																														
	航空機	89%	約90%																																																														
タクシー	福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台																																																														
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	81%	100%																																																														
都市公園	移動等円滑化園路	48%	約60%																																																														
	駐車場	44%	約60%																																																														
路外駐車場	便所	33%	約45%																																																														
	特定路外駐車場	51%	約70%																																																														
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	51%	約60%																																																														

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具実用化開発推進事業 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(以下、「福祉用具法」)に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において福祉用具の実用化研究を行う民間企業等の公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助を実施している。 ・福祉機器情報収集・分析・提供事業 「福祉用具法」に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進するため、福祉機器に対するニーズや産業技術情報等に係る情報を収集・分析し、福祉機器の製造事業者等に対し提供を行うとともに、展示会に福祉用具実用化開発推進事業の成果物を出展するなど、成果の普及促進を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <p>福祉用具実用化開発推進事業による助成事業のテーマ終了後3年経過した時点で毎年度50%以上の製品化がなされていることとされており、平成26年7月末時点での製品化達成率は53.0%であり、目標を達成している。</p>	<p>福祉用具の製品開発を担う民間企業とユーザー評価を担う機関・個人とが連携した福祉用具の開発・実用化への支援を行うことで、新たな社会課題・ニーズに対応するとともに、解決が期待される社会課題の整理、共生社会の構築に向けて福祉用具がもたらす効果の普及・情報発信を行うことで、高齢者や障害者、介護者の福祉の増進に寄与する。具体的には、アクセシビリティに配慮したインフラを支える機械器具や、障害や多言語に対応したコミュニケーション支援機器、障害等にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品等の開発・実用化支援を予定している。</p>
ウ 雇用・就労の促進	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、障害のある子供が自立し社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育に係る取組を推進している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部については、学習指導要領において、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを新たに規定するとともに、高等部(知的障害)における専門教科として、「福祉」を新設するなどの改訂が行われた。高等学校段階の職業教育については、こうした学習指導要領に基づく職業教育の充実や、平成26年度より、新たに「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を開始するなどの取組がなされており、これらの取組は計画の目標達成に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障害のある児童生徒等の自立と社会参加を推進するため、その支援の充実を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月に雇用分野における障害者に対する差別の禁止等を定めること及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が成立した。 ・中小企業を中心に更なる障害者雇用の取組を推進する必要があることから、平成25年度においては、中小企業向けの就職面接会を実施するなど、中小企業に重点を置いた、雇用率の達成に向けた指導を実施した。 ・精神障害等の多様な障害がある者については、ハローワークと福祉、教育、医療等の関係機関とが連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施するとともに、求職者へのカウンセリング業務や企業への意識啓発を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置するなど、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施した。 ・福祉、教育から雇用への一層の促進に向けて、地域で就労と生活の両面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を拡充するとともにその機能強化を図るなど、雇用施策と福祉施策が一体となった取組を行った。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の実雇用率(民間企業):計画策定時…1.68% 平成25年6月…1.76%(過去最高) ・実雇用率の上昇については、雇用率達成指導の強化、障害特性や働き方に応じたきめ細やかな支援、地域での就労支援の強化等の取組を進めることにより、障害者雇用が進んだものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援の強化 精神障害者や発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に応じた支援の強化、職場定着に関する支援の強化、中小企業をはじめとした企業に対する大幅な支援の充実を図ってまいりたい。
3 外国人が安心して暮らせる環境の整備	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、各種関係法令を用いた取締りを徹底するとともに、入国管理局等関係機関と緊密に連携した人身取引被害者の保護に努め、IOM等と連携し必要な帰国支援等を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引事犯に対して適切な認知に努めているほか、被害者に対しては適切な保護に努めるとともに必要な支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、引き続き人身取引対策行動計画に従って、入国管理局等関係機関と緊密に連携した人身取引被害者の保護に努め、IOM等と連携した帰国支援を行うなど、必要な支援を行う。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場を十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、被害者が在留資格を有している場合には、必要に応じて在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。 ・法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を全国8か所の法務局・地方法務局に開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人身取引対策行動計画2009」策定以後、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況等のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 ・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、法務省の人権擁護機関で受けた人権相談のうち、外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、第3次男女共同参画基本計画が策定された平成22年は331件であったのに対し、25年は398件となっており増加傾向にある。人権侵犯事件として立件した事案の件数については、平成22年以降増減を繰り返している。</p> <p>外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、全体に占める割合は少ないものの、一定程度の相談があり、さらに、人権侵害の疑いのある事案について人権侵犯事件として立件したものもあることから、これに適切に対応したことがうかがえる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。 ・外国人のための人権相談所をより充実させる方策を検討する必要がある。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、外国人児童生徒等教育の充実のために、日本語指導等を行う教員を配置するための教員定数の加配措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修、各自治体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組を支援する事業等を実施しているほか、平成26年1月に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正し、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるよう制度を整備した。また、不就学・自宅待機等となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子供の就学支援事業」を国際移住機関(IOM)において実施している。平成26年度は22教室において事業を実施している。</p> <p>さらに、学習指導要領に基づき、子供たちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるために、国際理解教育を推進しており、平成25年10月に各学校における特色ある国際理解教育の実践をまとめた「国際理解教育実践事例集 小学校編」を出版した。</p> <p>・文化庁においては、我が国に居住する外国人が、日本語能力が十分でないことなどから、安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とする「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修及び調査研究を行っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・外国人が安心して暮らせる環境の整備に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・文部科学省では、日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組を支援する事業の拡充要求等、引き続き、外国人児童生徒等教育の充実に向け、実態を踏まえた支援を行う。</p> <p>また、引き続き、国際理解教育の取組状況を調査するとともに、文部科学省主催による各都道府県教育委員会の国際理解教育担当指導主事を集めた全国会議を開催し、情報共有・意見交換を行い、国際理解教育の更なる推進に取り組む。</p> <p>・文化庁においては、引き続き、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育の更なる推進に資する取組を検討していく予定である。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の就労支援・安定雇用確保に取り組むとともに、外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況届出制度の厳格な履行、及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく就労の適正化を推進している。 ・外国籍のDV被害女性に対する支援について、被害女性の支援に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成するため、厚生労働省においては、各都道府県に対する補助事業を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問やセミナーの開催等を通じて外国人の就労支援、就労の適正化推進に取り組んだ他、雇用状況届出及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」等をわかりやすく盛り込んだパンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」を作成・周知し、外国人が安心して暮らせる環境の整備につなげた。 ・第3次男女共同参画基本計画が始まった平成22年度以降について、児童虐待・DV統合補助金の中の「売春・DV対策機能強化事業」において、外国人専門通訳者養成に係る事業を、継続して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外国人労働者の就労支援、安定雇用確保及び就労の適正化を推進していく。 ・引き続き人身取引対策行動計画に従って、婦人相談所において、人身取引被害女性に対する支援を行う。
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会による住宅の情報提供や相談体制の活動に対して支援を実施。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本で働き生活する外国人に対しても住宅の情報提供や相談体制の整備が一定程度図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会への活動の支援を通じて、外国人への住宅の情報提供や相談体制の整備についての取組みに対して引き続き支援をしていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応</p>	<p>法務省</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(全国共通ナビダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行っている。また、女性の人権ホットライン等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設するなど、様々な人権問題に悩む方々からの電話相談に応じている。 なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携を図っている。 障害者については、接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し人権相談を広報するためのリーフレットを作成・配布したほか、社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談態勢の一層の強化を図っている。 外国人については、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を全国8か所の法務局・地方法務局に開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。 人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。 ・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」、「性的指向を理由とする差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」等を啓発活動の年間強調事項として掲げ、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。 ・「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等に対して人権尊重の観点から配慮するという計画の要請にかなった活動を行っているとは評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。 ・今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進し、社会教育において、地域における人権教育の取組を支援した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・学校教育においては、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施することにより、人権教育の推進に寄与した。</p> <p>また社会教育においては、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開し、計画の目標達成に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・学校教育においては、引き続き、関連施策を実施することなどにより、人権教育を推進する。</p> <p>また、社会教育においては、今後も様々な機会を通じて、人権尊重の精神の重要性について周知を図っていく。</p>